

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 7 月 29 日

丹波市長 林 時彦

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
丹波市	柏原町拳田	令和 3 年 7 月	令和 3 年 7 月

1. 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	18.7 ha
②アンケート調査に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	11.5 ha
③地区内における 75 歳以上の農業者の耕作面積の合計	5.3 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.1 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0 ha
④地区内において今後中心経営体引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.3 ha
(備考) 農地中間管理機構の活用については、今のところ考えていない。	アンケート回答割合 (②/①) 61.5 %

2. 対象地区の課題

将来、中心経営体となる若い人材が見当たらない。
法面が高く、草刈り作業が重労働である。
鳥獣防護柵を施工しているが獣害が多く、耕作者の栽培意欲を減退させている。また、毎年補修が必要であるので労務的にも負担が大きい。

3. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

現在は自己所有の農機があるため、自分の農地は自分で守っていくという体制だが、今後は中心経営体はもとより、他地区からの入り作も呼び込み、農業リタイア者の農地管理を行っていく。

注：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標となる所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	中心経営体	9 経営体
----	-------	-------

4. 3 の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

水稻を中心に、特産物（黒大豆・山の芋）を作付ける。
今後、集落営農・グループ営農の検討も必要。
中心経営体、他地区からの入り作者に農地管理し易い条件整備を進めていく。（草刈り、水管理の条件等）